

第3期データヘルス計画

(令和6年度～令和11年度)

全国左官タイル塗装業国民健康保険組合

第1章 基本的事項

1 計画策定の背景及び趣旨

近年、特定健康診査の実施や診療報酬明細書等（以下「レセプト等」という。）の電子化の進展、国保データベース（KDB）システム（以下「KDB」という。）等の整備により、保険者が健康や医療に関する情報を活用して被保険者の健康課題の分析、保健事業の評価等を行うための基盤の整備が進んでいる。

こうした中、「日本再興戦略」（平成25年6月14日閣議決定）においても、「全ての健康保険組合に対し、レセプト等のデータの分析、それに基づく加入者の健康保持増進のための事業計画として「データヘルス計画」の作成・公表、事業実施、評価等の取組を求めるとともに、市町村国保が同様の取組を行うことを推進する。」とされ、保険者はレセプト等を活用した保健事業を推進することとされた。

これまで、保険者においては、レセプト等や統計資料等を活用することにより、「特定健診等実施計画」の策定や見直し、その他の保健事業を実施してきたところであるが、今後は、さらなる被保険者の健康保持増進に努めるため、保有しているデータを活用しながら、被保険者をリスク別に分けてターゲットを絞った保健事業の展開や、ポピュレーションアプローチから重症化予防まで網羅的に保健事業を進めていくことなどが求められている。

こうした背景を踏まえ、国民健康保険法（昭和33年法律第192号）第82条第4項の規定に基づき厚生労働大臣が定める国民健康保険法に基づく保健事業の実施等に関する指針（平成16年厚生労働省告示第307号。以下「保健事業実施指針」という。）の一部を改正し、保険者は健康・医療情報を活用してPDCAサイクルに沿った効果的かつ効率的な保健事業の実施を図るための保健事業の実施計画（データヘルス計画）を策定した上で、保健事業の実施及び評価を行うものとした。

平成27年度より29年度に第1期データヘルス計画、平成30年度より令和5年度に第2期データヘルス計画を策定、実施しているところであるが、引き続き令和6年度より第3期データヘルス計画を策定することとする。

2 計画の期間

本計画の期間は第四期特定健康診査等実施計画との統合性をはかるため、令和6年度より令和11年度までの6年間とする。

3 実施体制・関係者連携

本計画における計画の策定、事業実施、評価、見直しにおける実施主体部署に

については、本部事務局担当部署を中心として、関係部署との綿密な連携・強化に努めていくこととする。

第2章 現状の整理

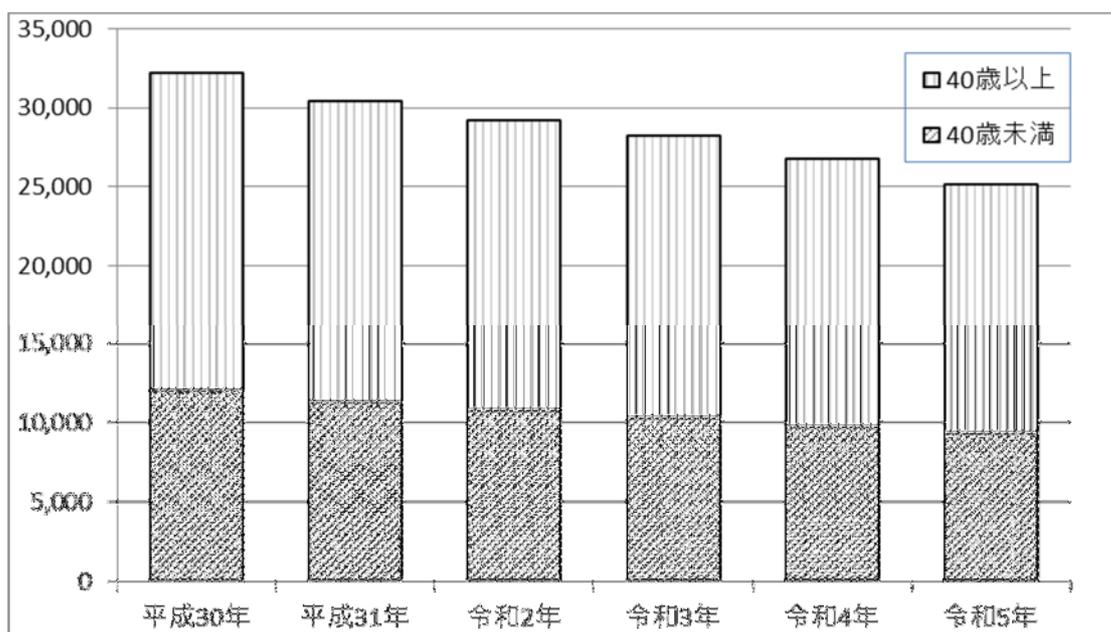
1. 全国左官タイル塗装業国民健康保険組合の現状

当国保組合は、左官、タイル、煉瓦、塗装業の事業に従事する者とその家族が加入している全国 44 都道府県（山形県、奈良県、沖縄県を除く）に 58 の支部を有する全国組織の国保組合である。

①被保険者数の推移・構成

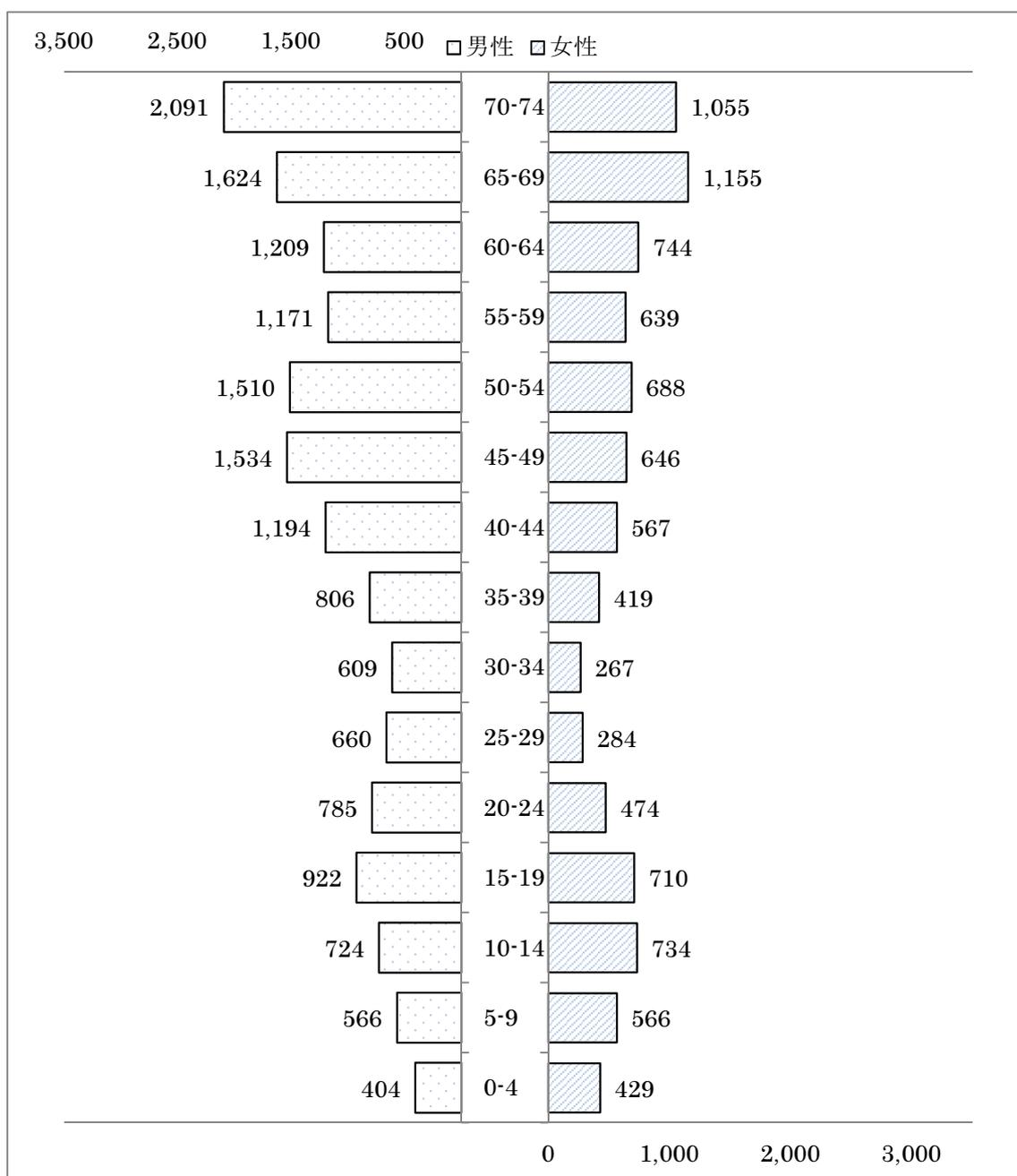
4月1日現在

年度	総計			40歳以上			40歳以上のしめる割合	平均年齢
	計	男	女	計	男	女		
平成30年	43,214	25,648	17,566	26,547	16,089	10,458	61.4%	43.88
平成31年	41,478	24,662	16,816	25,732	15,681	10,051	62.0%	44.09
令和2年	39,465	23,577	15,888	24,705	15,127	9,578	62.6%	44.29
令和3年	37,251	22,372	14,879	23,362	14,386	8,976	62.7%	44.34
令和4年	34,591	20,893	13,698	21,756	13,530	8,226	62.9%	44.36
令和5年	32,168	19,546	12,622	20,135	12,612	7,523	62.6%	44.22



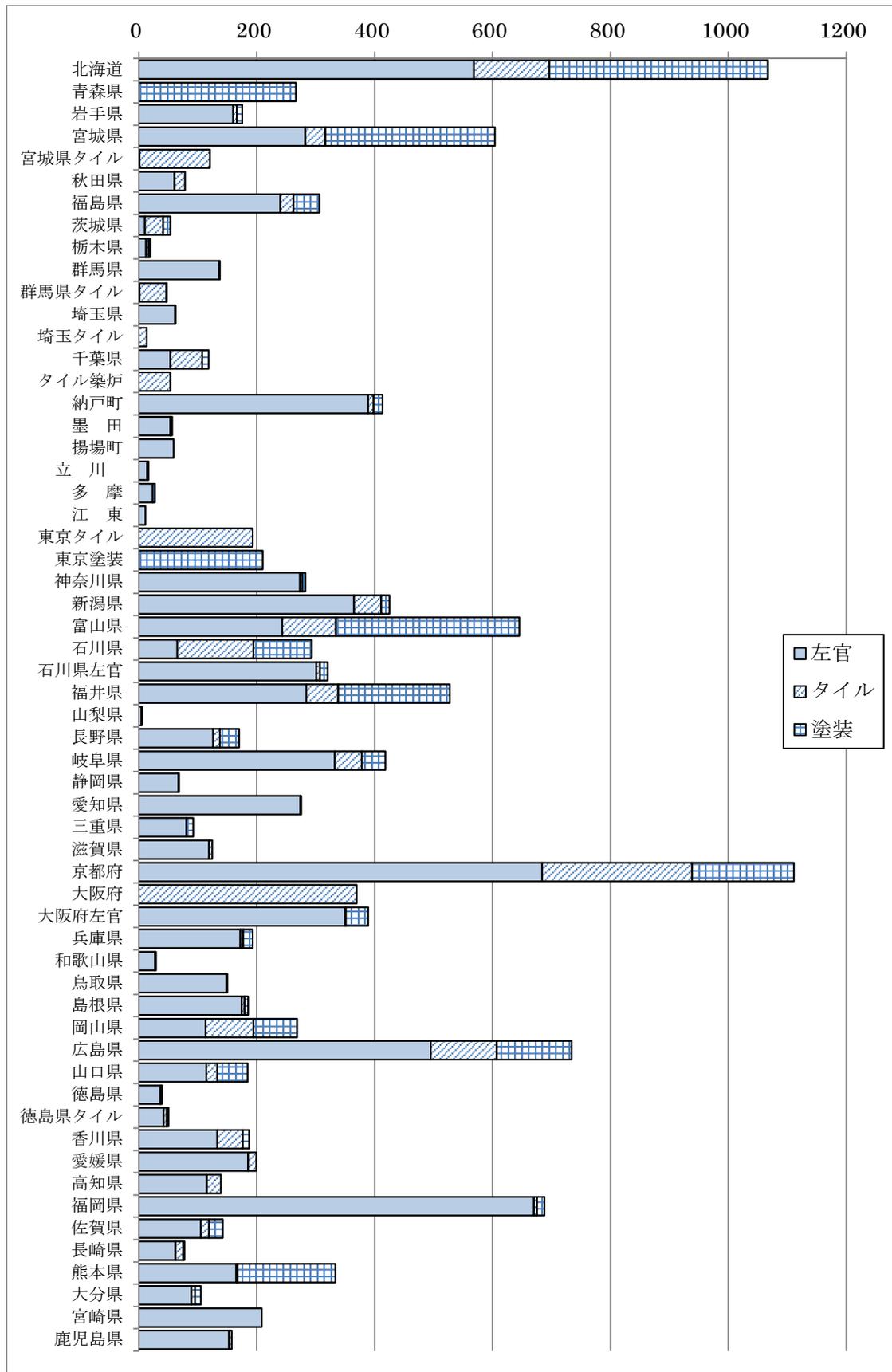
被保険者数は漸減傾向にあるが、40歳以上の占める割合に大きな変化は見られない。しかしながら、被保険者の年齢層で最も多いのは70歳以上のため、後期高齢者への移行が見込まれ、今後は被保険者の割合に変化が予想される。また、加入事業者は個人事業者が多くを占めているが組合特定被保険者の割合は毎年上昇している。各事業所はそれぞれの都道府県内に広範に点在しているため、支部及び単一支部（分所）が事務を行っている。

②年齢階層別被保険者数の状況



令和5年4月1日現在被保険者数

③支部別職種別集計



令和5年4月1日現在組合員人数

2. 第2期データヘルス計画の考察

第2期データヘルス計画では健康・医療情報データを分析後、結果に基づき重点的に取り組むべき事業として以下の三事業を抽出し、当組合の目標を定めた。

事業名	短期的目標	中長期的目標
特定健康診査	令和2年度に健診実施率55%を達成	令和5年度に健診実施率70%を達成
特定保健指導	令和2年度に平成28年度比で保健指導受診率10%上昇	令和5年度に平成28年度比で保健指導受診率15%上昇
糖尿病重症化予防	<ul style="list-style-type: none"> ・健診受診者のうち要治療者かつ医療機関未受診者への受診勧奨 ・疾病に関する知識や意識の改善 	<ul style="list-style-type: none"> ・人工透析の移行防止 ・生活習慣改善指導

(1) 特定健康診査

健診対象者数	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	12,325	11,869	11,510	11,238	10,740	15,396
女性	7,218	6,809	6,441	6,185	5,802	5,282
計	19,543	18,678	17,951	17,423	16,542	15,396

健診受診者数	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	7,023	6,741	6,613	5,904	6,231	6,068
女性	2,178	2,023	1,989	1,655	1,837	1,727
計	9,201	8,764	8,602	7,559	8,068	7,795

健診受診率	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	57.0%	56.8%	57.5%	52.5%	58.0%	60.0%
女性	30.2%	29.7%	30.9%	26.8%	31.7%	32.7%
計	47.1%	46.9%	47.9%	43.4%	48.8%	50.6%

<実施状況>

法定報告値で特定保健指導の実施率は令和2年度においては新型コロナウイルス感染症の影響により43.4%と低下したが、令和4年度は50.6%と上昇した。目標には届かなかったが初めて50%を超える結果が出た。

未受診者に対するアプローチとして平成31年度より受診勧奨通知を送付

し受診機会の向上を図っており、年度毎の発送数が減少していることからみて受診勧奨の効果が表れていると捉えられる。特定健康診査の認知率は比較的順調に推移している。

(2) 特定保健指導

○積極的支援

対象者	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	906	942	887	842	858	860
女性	41	37	42	38	52	49
計	947	979	929	880	910	909

実施者数	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	42	50	58	41	56	66
女性	3	0	3	1	4	6
計	45	50	61	42	60	72

実施率	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	4.6%	5.3%	6.5%	4.9%	6.5%	7.7%
女性	7.3%	0.0%	7.1%	2.6%	7.7%	12.2%
計	4.8%	5.1%	6.6%	4.8%	6.6%	7.9%

○動機付け支援

対象者数	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	749	723	677	664	670	643
女性	144	158	152	115	118	104
計	893	881	829	779	788	747

実施者数	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	37	57	56	42	66	74
女性	12	15	23	22	15	12
計	49	72	64	64	81	86

実施率	H29年度	H30年度	H31年度	R2年度	R3年度	R4年度
男性	4.9%	7.9%	8.3%	6.3%	9.9%	11.5%
女性	8.3%	9.5%	15.1%	19.1%	12.7%	11.5%
計	5.5%	8.2%	9.5%	8.2%	10.3%	11.5%

<実施状況>

集団健診を実施している事業者へ特定健康診査を委託して実施をしていたが、受診者の減少もあり、平成 28 年度より対象者の自宅付近で実施できる個別訪問指導を開始した。

令和 2 年度からはオンラインによる保健指導を導入し利用者の利便性向上を図っている。また、令和 3 年度からは一部支部の集団健診において健診と同日の保健指導を開始し、令和 5 年度は対象者 203 名のうち 120 名が最終実施に至り、実施率 59%の結果を得ている。

全体的な集計値としては令和 4 年度が積極的支援の利用者率 7.9%、動機付け支援は 11.5%であり、今後の実施率向上に期待が持てる。

(3) 糖尿病重症化予防

<実施状況>

平成 29 年度より健診受診者のうち要治療者かつ医療機関未受診者へ受診勧奨通知を送付し、疾病に関する知識の獲得や意識の改善を図っている。さらに長期的ではあるが、個人における生活習慣の見直しや人工透析移行の予防を目標としている。

第3章 分析結果に基づく評価と健康課題の抽出

○特定健康診査

受診率は新型コロナウイルス感染症による受診控えの影響で一時的に低下した。その後は目標には届かなかったが初めて 50%を超えるなど向上しており、順次特定健康診査の受診率向上に努めたい。特に支部における集団健診の実施が受診率向上に寄与しているため、引き続き感染症の流行などによる社会的状況の変化に対応しながら集団健診の拡大を行っていききたい。

○特定保健指導

平成 28 年度より個別訪問指導を実施し、それまで集団健診対象者のみに行ってきた特定保健指導を全受診者に拡大し、利用率終了率とも上昇傾向が続いてきたところである。が、その後の全国的な新型コロナウイルス感染症拡大のため、保健指導は健診と比較して非常に大きな影響を受け、令和 2 年度には利用率が減少した。

一方、令和 2 年度より非対面型のオンラインによる保健指導を導入し、新型コロナウイルス感染症等の感染症予防対策としても徐々に活用されている。

また、令和 3 年度からは集団健診当日の健診結果より、健診同日に特定保健指導の初回面談を一部実施する分割特定保健指導を導入し利便性の向上を図っている。その結果、受診率の向上が確認できたため、今後もより一層対象者にとって利用しやすい環境を整えつつ保健指導を推進していくことが重要である。

○医療費分析

件数 < 県・同規模・国との比較で件数が多い疾患 >

男性	入院	がん	筋・骨格	
	外来	高血圧症	筋・骨格	
女性	入院	がん	筋・骨格	糖尿病
	外来	糖尿病	高血圧症	がん

医療費 < 県・同規模・国との比較で医療費が高い疾患 >

男性	入院	がん	筋・骨格	精神
	外来	高血圧症	がん	筋・骨格
	入院 + 外来	高血圧症	がん	筋・骨格

女性	入院	がん	筋・骨格	精神
	外来	糖尿病	高血圧症	がん
	入院 + 外来	がん	筋・骨格	高血圧症

入院では、がん、筋・骨格、精神、外来では高血圧症、がん筋・骨格、糖尿病、精神疾患の医療費が高い傾向となっている。また入院+外来では高血圧症、がん、筋・骨格、糖尿病の疾患にかかる医療費が高い。

件数、金額ともに、筋・骨格系を除くと高血圧症の割合が多くを占めており、年齢が上がるにつれて顕著にみられ生活習慣病であることから、特定健康診査、特定保健指導の実施率向上が必要であると考えられる。

また、糖尿病においては健診受診者のうち、要治療者かつ医療機関未受診者への受診勧奨通知を送付し、個人における生活習慣の見直しや人工透析移行の予防を図る。

○感染症予防と健康づくり

新型コロナウイルス感染症により、特定健康診査、特定保健指導を含め保健事業は大きな影響を受けた。今後は感染症の流行などによる社会的状況の変化に対応しながら目標を達成できるよう、効果的・効率的な保健事業の実施を図り、被保険者の健康保持・増進を支援していくこととする。

すでに実施しているインフルエンザ予防接種に加えて、令和6年度からは带状疱疹予防接種補助事業を開始し、接種費用に掛かる被保険者の個人負担軽減に努めたい。

また、各支部が行う健康講座においては生活習慣病などの疾病に関する知識や意識の改善について自らの問題として積極的に取り組めるよう支援が必要である。

第4章 目標

前章における健康課題から当組合の目標を下記のとおり定める。

No	重点的に取り組むべき事業	評価指標／目標値
1	特定健康診査	健診の重要性の呼びかけ、事業の周知。 未受診者対策を中心として、抽出した対象者に受診勧奨をしながら進めていく。 目標値 令和8年度 58% 令和11年度 70%

2	特定保健指導	<p>特定保健指導該当が予測される者に対して健診当日の保健指導を継続し、実施率向上を図る。</p> <p>オンラインを活用し申込方法や時間帯の工夫など対象者にとって利用しやすい環境を整える。</p> <p>目標値 令和 8年度 15.6% 令和 11年度 30%</p>
3	特定健康診査受診勧奨事業	<p>未受診者対策を中心として、抽出した対象者に受診勧奨を行う。</p> <p>特定健康診査の実施率向上を図る。</p>
4	インフルエンザ予防接種補助金	<p>感染症予防の啓発および事業の周知。</p> <p>指標 補助件数／実施率 15%</p>
5	健康講座補助金	<p>保険者インセンティブの4事業を実施した場合には補助金の追加をするなど、参加意欲を高められるような内容を検討する。</p> <p>疾病に関する知識や意識の改善をテーマにしたものや、生活習慣改善を含む内容の推進。</p>

第5章 保健事業の内容

当組合の保健事業の内容は以下のとおりとする。

- ①特定健康診査
- ②特定保健指導
- ③特定健康診査受診勧奨事業
- ④インフルエンザ・帯状疱疹予防接種
- ⑤健康づくり・健康講座
- ⑥生活習慣病予防健康診断
- ⑦医療機関未受診者保健指導
- ⑧歯科予防健診
- ⑨健康世帯表彰
- ⑩育児支援事業
- ⑪医薬品の斡旋
- ⑫医療費通知
- ⑬後発医薬品減額差額通知
- ⑭高額医療費貸付金事業

第6章 実施計画の評価・見直し

令和8年度の実施状況に基づき目標の達成を評価、見直しを行う。

第7章 データヘルス計画の公表・周知

本計画の周知は、機関誌やホームページ等に掲載する。

第8章 個人情報の保護

当国保組合は、全国左官タイル塗装業国民健康保険組合「個人情報保護に関する規程」を遵守する。

当国保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当国保組合のデータ管理等個人情報取扱責任者は、事務局長とする。また、データの利用者は当組合本部及び支部職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。